

## 糸魚川市移動等円滑化促進方針推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第24条の4の規定に基づき、移動等円滑化促進方針（以下「方針」という。）の作成に関する協議及び方針の推進に係る連絡調整を行うため、糸魚川市移動等円滑化促進方針推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 方針の作成のために必要な情報交換及び調査研究に関すること。
- (2) 方針の推進の状況についての調査、分析及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、方針の作成及び推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 高齢者団体、障害者団体等の関係者
- (2) 移動等円滑化（法第2条第2号に規定する移動等円滑化をいう。）の促進に関係する団体及び行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、産業部建設課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。